

九州大学筑紫地区福利厚生施設使用細則

平成16年度九大細則第23号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 元年 7月30日
(令和元年度九大細則第2号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学筑紫地区福利厚生施設規則（平成16年度九大規則第100号）第9条の規定に基づき、筑紫地区福利厚生施設（以下「福利厚生施設」という。）の使用時間、休業日等について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 福利厚生施設の使用時間は、次の表のとおりとする。

施設名	使用時間
集会室	午前9時から午後7時まで
和室	
売店	午前10時から午後5時まで
食堂	午前10時30分から午後8時まで(月曜日から土曜日まで)
喫茶室	午前8時30分から午後2時まで(月曜日から土曜日まで)

(休業日)

第3条 福利厚生施設の休業日は、次の表のとおりとする。

施設名	休業日
集会室	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 12月28日から翌年1月4日までの日
和室	
売店	
食堂	日曜日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 12月28日から翌年1月4日までの日
喫茶室	

(使用時間等の変更)

第4条 前2条の規定にかかわらず、総合理工学研究院長が必要と認めるときは、使用時間及び休業日を変更することができる。

(集会室及び和室の使用)

第5条 集会室及び和室を使用しようとする者は、使用しようとする日の3日前までに別記様式第1号による使用願を提出し、総合理工学研究院長の許可を受けなければならない。

2 総合理工学研究院長は、前項の願い出について、使用しようとする日の前日までに別記様式第2号による使用許可書を交付する。

3 集会室及び和室の開錠又は施錠は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までは筑紫地区事務部で、午後5時以降及び第3条に規定する休業日においては総合理工学研究院長の指定する者が行うものとする。

(施設保全の義務)

第6条 使用者は、別に定める福利厚生施設使用心得を守り、施設・設備及び備品の保全に努めなければならない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大細則第2号)

この細則は、令和元年8月1日から施行する。

別記様式第1号

	研究院長	部長	課長	係長	係
使 用 願 (筑紫地区福利厚生施設)					
使用年月日	年 月 日 (曜)		自	時	分
			至	時	分
使用目的					
使用室名					
備 考			人員	名	
上記のとおり使用したいので御許可くださるようお願いします。 年 月 日 九州大学大学院総合理工学研究院長 殿					
使用責任者 及び 指導教員	所属 氏名 (指導教員名		学年 Ⓜ Ⓜ)		

別記様式第2号

使用許可書（筑紫地区福利厚生施設）			
使用責任者 及び 指導教員	所属 氏名 (指導教員名	学年)
使用目的			
使用年月日	年 月 日 (曜)	自 時 分	至 時 分
使用室名			
備考		人員	名
上記のとおり使用を許可する。 年 月 日 九州大学大学院総合理工学研究院長 ㊟			

- ① 集会室及び和室の使用責任者は、交付された使用許可書を必ず事務部（時間外にあっては、特に指定した者）に提示のうえ使用すること。
- ② 使用責任者は、使用を中止する場合は速やかにその旨を申し出ること。